

○美祢市公設塾実施規則

令和3年6月30日
教育委員会規則第14号

(趣旨)

第1条 美祢市の未来を担う人材を育成するため、学校と連携して地域の協力を得ながら生徒の好奇心を引き出し、自ら考えて新しいことに挑戦する力を育てる塾(以下「公設塾」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 公設塾の実施主体は、美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(名称)

第3条 公設塾の名称は、美祢市公設塾 mineto(「みねと」とする。

(開塾日)

第4条 公設塾は、次に掲げる日を除き、開塾するものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び月曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定に関わらず、催事等を行う場合及び緊急の場合には、臨時的に開塾し又は閉塾することができる。

(開塾時間)

第5条 公設塾の開塾時間は、平日は午後4時30分から午後8時まで、土曜日及び学校の長期休業期間中は午後1時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、催事等を行う場合及び緊急の場合には、別に開塾時間を設定することができる。

(実施場所)

第6条 公設塾は、市の所有する施設で実施する。ただし、実施する事業の内容によっては、その他の場所で行うことができる。

(対象者)

第7条 公設塾を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内在住又は在学の中学生
- (2) その他教育委員会が認める者

(事業内容)

第8条 公設塾は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生徒の社会に対する興味・関心を引き出す指導
- (2) 生徒の興味・関心に沿った探求学習指導
- (3) 学校の補習を中心とした教科指導

(4) その他必要と認める事業

2 前項に掲げる事業のほか、市内小中学校の授業支援その他必要な事業を行う。

(入塾及び退塾)

第9条 公設塾の入塾を希望する者及びその保護者は、入塾を希望する日の前月末日までに、教育委員会に美祢市公設塾 mineto 入塾申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 公設塾の退塾を希望する者及びその保護者は、退塾を希望する月の末日までに、教育委員会に美祢市公設塾 mineto 退塾届（別記様式第2号）を提出しなければならない。ただし、中学校の卒業に伴い退塾する場合には、退塾届の提出は不要とする。

(費用の負担)

第10条 公設塾を利用する者の保護者は、事業に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により利用する者の保護者が負担する費用の額は、通塾費として月額1,500円とする。ただし、公設塾を利用する者の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく教育扶助の受給者

(2) 美祢市就学援助費交付要綱（平成24年美祢市告示第59号）に基づく就学援助費の交付を受ける者

3 前項の規定により通塾費の免除を受けようとする者は、美祢市公設塾 mineto 通塾費免除申請書(別記様式第3号)により教育委員会に申請しなければならない。

4 前項の規定により美祢市公設塾 mineto 通塾費免除申請書が提出されたときは、教育委員会は内容を審査し、結果を美祢市公設塾 mineto 通塾費免除決定（却下）通知書（別記様式第4号）により通知する。免除することが適当と認めるときは、申請日の翌月分から通塾費を免除するものとする。

5 第2項の免除規定に該当しなくなったときは、美祢市公設塾 mineto 通塾費免除に係る状況変更届（別記様式第5号）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 通塾費については、納付書により、指定の期日までに納付するものとする。

(事務)

第11条 公設塾に関する事務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、公設塾に関し必要な事項は、教育委員会事務局が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

美祢市公設塾 mineto 入塾申込書

ふりがな 生徒氏名	
学校名／学年／組	中学校 年 組
入塾希望日	年 月 日

【保護者連絡先】

ふりがな 保護者氏名	(続柄：)
電話番号	— — いずれか当てはまるものに○を付けてください ご自宅／携帯電話／勤務先()／ その他()
住所	〒 —
メールアドレス※	

※急な閉塾などメールでご連絡させていただく場合がございます。

【緊急連絡先】

- ・万が一(病気、事故、災害等)の際、必ず連絡が取れる連絡先をご記入ください。
- ・上記連絡先と同じ場合は「同上」と記入してください。

緊急連絡先 ふりがな 氏名	(続柄：)
緊急連絡先の電話番号	— — いずれか当てはまるものに○を付けてください ご自宅／携帯電話／勤務先()／ その他()

美祢市教育委員会 様

美祢市公設塾実施規則の内容を承知の上、上記のとおり、入塾を申し込みます。

年 月 日

申込者 生徒氏名 (※)

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

別記様式第2号（第9条関係）

美祢市公設塾 mineto 退塾届

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住所

生徒氏名 (※)

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市公設塾minetoを退塾したいので、美祢市公設塾実施規則第9条第2項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 退塾希望日

年 月 日

2 退塾する理由

別記様式第3号（第10条関係）

美祢市公設塾 mineto 通塾費免除申請書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住所

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、美祢市公設塾minetoの通塾費の免除を受けたいので美祢市公設塾実施規則第10条第3項の規定により申請します。

なお、申請に伴い美祢市教育委員会が世帯の所得等について調査することを承諾します。

記

1 生徒氏名

2 免除を受けようとする理由

実施規則第10条第2項第 号に該当するため

別記様式第4号（第10条関係）

美祢市公設塾 mineto 通塾費免除決定（却下）通知書

年 月 日

様

美祢市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました美祢市公設塾minetoの通塾費について、美祢市公設塾実施規則第10条第4項の規定により、免除を決定（却下）しましたので通知します。

記

1 生徒氏名

2 免除開始月

年 月分の通塾費から免除

別記様式第5号（第10条関係）

美祢市公設塾 mineto 通塾費免除に係る状況変更届

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住所

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、美祢市公設塾実施規則第10条第2項で掲げる免除規定に該当しなくなったので、実施規則第10条第5項の規定により届け出ます。

記

1 生徒氏名

2 免除規定に該当しなくなった日

年 月 日